



### あなたのまちに 移動販売車が来ます

安心して暮らし続けられる買物環境を維持していくために、市商工会による出張販売を実施します。

日(9月)	出店舗名
16日(金)	しむら青果
22日(木)★	パンの家 ラ・ママン(パン)
29日(木)	ブーランジェリー ルボン(パン)
30日(金)★	le fornill 木もれび(パン)

☎11:00~13:30 (★は12:30で終了)  
 場 光公民館前  
 問 市商工会 ☎(042)323-1011  
 備 市商工会・市  
 注 荒天時中止する場合あり  
 →経済課(内351)

## 地域包括支援センターのイベント

→高齢福祉課 ☎(042)321-1301

### 転倒予防教室 転ばない体づくり

10月1日(土)13:30~15:00  
福祉センター

筋力も大事。体のバランスも大事。みんなで楽しく転ばない体づくりの体操をしませんか。

対 市内在住でおおむね65歳以上の方  
 講 原嶋崇人さん(理学療法士) 定 15人※先着順 料 無料  
 申 9月15日(木)から電話で地域包括支援センターひよし ☎(042)300-1405へ

## 認知症の人を支える家族懇談会

ほっ！とできる場

事前に電話で高齢福祉課へご連絡  
 対 認知症の人を介護している方、介護を経験した方  
 日 10月3日(月)13:30~16:00 料 無料  
 場 いずみプラザ※当日直接会場へ →高齢福祉課 ☎(042)321-1301

## 10月のおれんじCafe

対 認知症の方やその家族、地域の方

### おれんじCafeにんじん

日 5日・19日(水) 時 14:00~16:00

場 ①さわやかプラザもとまち※当日直接会場へ  
 ②オンライン(Zoomアプリ使用)

料 ①100円②無料※通信料は自己負担

申 ② [hiroba@ninjin.or.jp](mailto:hiroba@ninjin.or.jp) または電話で介護老人保健施設にんじん健康ひろば ☎(042)329-2581へ

オンラインも  
あります

### おれんじCafeサンライト

日 11日・25日(火) 時 13:00~16:00

場 特別養護老人ホームサンライト(西町1-31-2)※当日直接会場へ

料 100円

問 ☎(042)595-7351

→高齢福祉課 ☎(042)321-1301

## 高齢者の 身近な相談窓口

# 地域包括支援センターの紹介

地域の高齢者や家族が介護の悩みや疑問・生活上の心配ごとなどを相談できる総合的な相談・支援の窓口です。保健師・看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャー(主任介護支援専門員)などの保健医療・福祉の専門職が相談に乗り、地域で暮らす高齢者の生活を、さまざまな面から支援します。また、毎月イベントも開催しています。

→高齢福祉課 ☎(042)321-1301

### 地域包括支援センターもとまち

7名のスタッフで  
相談に対応します

場 東元町2-5-17 さわやかプラザもとまち1階  
 問 ☎(042)401-0035  
 担当地域 東元町・西元町・南町

### 地域包括支援センターこいがくぼ

一緒に考えて伴走できるような  
サポートを心がけています

場 西恋ヶ窪1-50-1 にんじんホーム1階  
 問 ☎(042)300-6024  
 担当地域 泉町・西恋ヶ窪・東戸倉

### 地域包括支援センターほんだ

医療・福祉の専門職が  
相談に乗ります

場 本多2-3-3 国分寺市商工会館3階  
 問 ☎(042)300-2339  
 担当地域 本町・本多・東恋ヶ窪

### 地域包括支援センターひよし

①とが②く来て  
相談③やすいスペースです  
お気軽にどうぞ

場 日吉町4-32-6 うれしのの里1階  
 問 ☎(042)300-1405  
 担当地域 戸倉・日吉町・内藤

### 地域包括支援センターひかり

ぶんバス「光公民館」  
下車すぐです  
お待ちしております

場 光町3-13-34 国分寺ひかり診療所3階  
 問 ☎(042)573-4058  
 担当地域 光町・高木町・西町

### 地域包括支援センターなみき

親しみやすさと心のこもった  
対応を大切にしています

場 並木町3-12-2 至誠ホームミンナ1階  
 問 ☎(042)300-3702  
 担当地域 富士本・新町・並木町・北町

## 高齢者虐待かも…と思ったら迷わず通報・相談を

市では9月15日から21日の老人週間に合わせ、虐待防止に係る普及啓発を行います。

高齢者虐待は、「悪意を持って」虐待をしているとは限りません。介護をしている家族などが心身ともに疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることも少なくなく、虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。

- ・身体的虐待 殴る蹴るなどの暴力を加える。ベッドに縛り付けるなど行動を制限する
- ・心理的虐待 著しい暴言、無視、その他心理的外傷を与える言動
- ・性的虐待 わいせつな行為をする、またはさせる
- ・経済的虐待 財産を不当に処分する。日常生活に必要な金銭を渡さない
- ・介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

食事を与えず衰弱させる。介護・世話をしない。劣悪な環境で生活させる

「虐待かも」と思われる行為を見聞きした場合は、迷わず、地域包括支援センター又は市役所高齢福祉課窓口へお知らせください(匿名による通報・相談可)。秘密は固く守られます。

### 高齢福祉課

いずみプラザ1階と市役所第2庁舎に相談窓口を設置しています。  
 場 泉町2-3-8(いずみプラザ)

### 各地域包括支援センター

開設日時 月～金曜日8:30~19:00  
 土曜日8:30~17:00

### 高齢福祉課

開設日時 月～金曜日8:30~17:00  
 ※祝日、年末年始を除く